第三節　音声信号副搬送波を使用する伝送方式

（適用の範囲）

第十四条　この節の規定は、音声信号副搬送波を使用する伝送方式による標準テレビジョン・データ多重放送に適用があるものとする。

（主搬送波の変調）

第十五条　主搬送波は、標準テレビジョン放送の標準方式における地上基幹放送局を用いて行う標準テレビジョン放送の音声信号搬送波とする。

2　主搬送波の変調の型式は、周波数変調とする。

3　主搬送波を変調する信号は、データ信号副搬送波とする。

4　主搬送波の最大周波数偏移は、データ信号副搬送波の周波数が七〇・八〇四kHzの場合にあっては（±）三kHz、一一八・〇〇七kHzの場合にあっては（±）六kHzとする。

（データ信号副搬送波）

第十六条　データ信号副搬送波の周波数は、七〇・八〇四kHz又は一一八・〇〇七kHzとする。

2　データ信号副搬送波の変調の型式は、差動四相位相変調とする。

3　データ信号副搬送波を変調する信号は、別表第五号に示す回路（以下単に「回路」という。）によって非周期化された二値の符号系列とする。

4　データ信号副搬送波を変調する信号の伝送速度は、毎秒一六キロビットとする。

5　データ信号副搬送波の相対位相偏移は、変調する信号の時系列順に表した連続する符号が「〇〇」のとき〇度、「一〇」のとき（＋）九〇度、「〇一」のとき（－）九〇度及び「一一」のとき（＋）一八〇度とする。

6　データ信号副搬送波のスペクトルは、別表第六号に示す特性を有するものとする。

（データ信号のフレーム行列）

第十七条　回路に入力されるデータ信号は、フレーム（回路に入力される順（以下「送出順」という。）に、一六ビットのフレーム同期符号及び三十二行二百八十八列の行列（以下「フレーム行列」という。）で構成される九、二三二ビットの符号系列をいう。）の集まりとする。

2　フレーム同期符号の値は、送出順に「一一一〇〇〇一〇一一一〇〇一〇」とする。

3　フレーム行列への符号の書き込みは、各列の第一行から順に第二百八十八行まで行番号順に行うものとする。

4　フレーム行列からの符号の読み出しは、各列の第一行から順に第三十二行まで列番号順に行うものとする。

（準用規定）

第十八条　第十二条及び第十三条の規定は、音声信号副搬送波を使用する伝送方式による標準テレビジョン・データ多重放送について準用する。

第三章　一一・七GHzを超え一二・二GHz以下の周波数の電波を使用する衛星基幹放送局を用いて行う標準テレビジョン・データ多重放送

第一節　通則

（適用の範囲）

第十九条　この章の規定は、一一・七GHzを超え一二・二GHz以下の周波数の電波を使用する衛星基幹放送局（衛星基幹放送試験局及び衛星基幹放送を行うための実用化試験局であって人工衛星に開設するものを含む。第二十七条を除き、以下同じ。）を用いて行う標準テレビジョン・データ多重放送に適用があるものとする。

第二節　多重副搬送波を使用する伝送方式

（適用の範囲）

第二十条　この節の規定は、多重副搬送波（標準テレビジョン放送の標準方式第十五条第二項に規定する多重副搬送波をいう。以下同じ。）を使用する伝送方式による標準テレビジョン・データ多重放送に適用があるものとする。

（主搬送波の変調）

第二十一条　主搬送波を変調する信号は、多重副搬送波及び電力拡散信号とする。

（データ信号の構成）

第二十二条　データ信号（データチャネルを用いて伝送される信号のうち、標準テレビジョン放送及び標準テレビジョン音声多重放送の音声信号の関連情報（標準テレビジョン放送の標準方式第二十一条第一項第三号に規定する関連情報をいう。以下この章において同じ。）以外の信号をいう。）の構成は、総務大臣が別に告示するところによるものとする。

（スクランブル等）

第二十三条　有料放送を行う場合にあっては、次の各号によるものとする。

一　スクランブルを行う範囲及びスクランブルの制御については、総務大臣が別に告示するところによること。

二　関連情報を当該有料放送の電波に重畳する場合は、データチャネルを使用するものであること。

（準用規定）

第二十四条　標準テレビジョン放送の標準方式第十四条、第十五条第一項、第四項及び第五項、第十七条、第十八条、第二十条並びに第二十二条の規定は、一一・七GHzを超え一二・二GHz以下の周波数の電波を使用する衛星基幹放送局を用いて行う標準テレビジョン・データ多重放送について準用する。

第三節　垂直帰線消去期間を使用する伝送方式

（適用の範囲）

第二十五条　この節の規定は、垂直帰線消去期間を使用する伝送方式による標準テレビジョン・データ多重放送に適用があるものとする。

（準用規定）

第二十六条　第五条から第十三条までの規定は、垂直帰線消去期間を使用する伝送方式による標準テレビジョン・データ多重放送について準用する。この場合において、第五条第一項中「六MHz」とあるのは「二七MHz」と、同条第二項中「周波数帯幅の下限より一、二五〇kHz高い周波数」とあるのは「周波数帯幅の中央の周波数」と、第六条第一項中「振幅変調」とあるのは「周波数変調」と、同条第二項中「振幅変調された電波の輻射電力」とあるのは「周波数変調された電波の周波数」と、「減少する」とあるのは「高い周波数へ偏移する」と読み替えるものとする。

第四章　雑則

（衛星基幹放送局等に適用する規定）

第二十七条　標準テレビジョン・データ多重放送を行うための衛星基幹放送局（内外放送を行うためのものに限る。）、衛星基幹放送試験局及び衛星基幹放送を行うための実用化試験局であって人工衛星に開設するものの送信方式のうちこの省令の規定を適用することが困難又は不合理であるため総務大臣が別に告示するものについては、この省令の規定によらないことができる。

附　則

（施行期日）

第一条　この省令は、放送法等の一部を改正する法律（平成二十二年法律第六十五号）の施行の日（平成二十三年六月三十日）から施行する。

（省令の廃止）

第二条　標準テレビジョン・データ多重放送及び高精細度テレビジョン・データ多重放送に関する送信の標準方式（平成六年郵政省令第四十七号）は、廃止する。